

避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大飯地域における交通対策

1. 道路渋滞把握対策

ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施

2. 交通誘導対策

主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

3. 交通広報対策

- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等

4. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。
- ・一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。

5. その他の避難の円滑化対策

- ・避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。

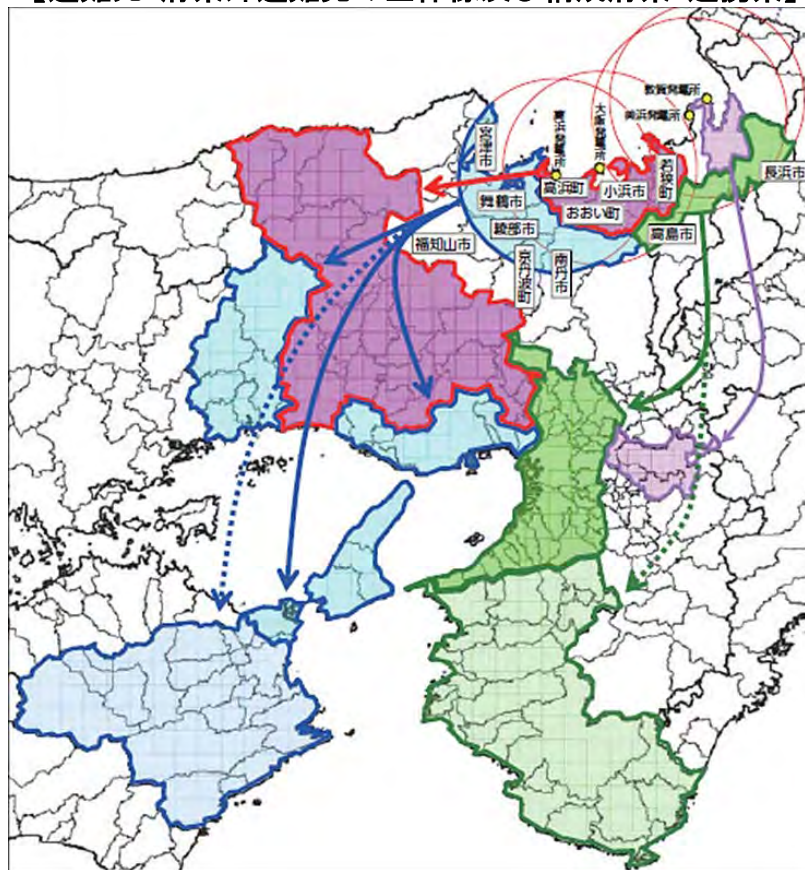
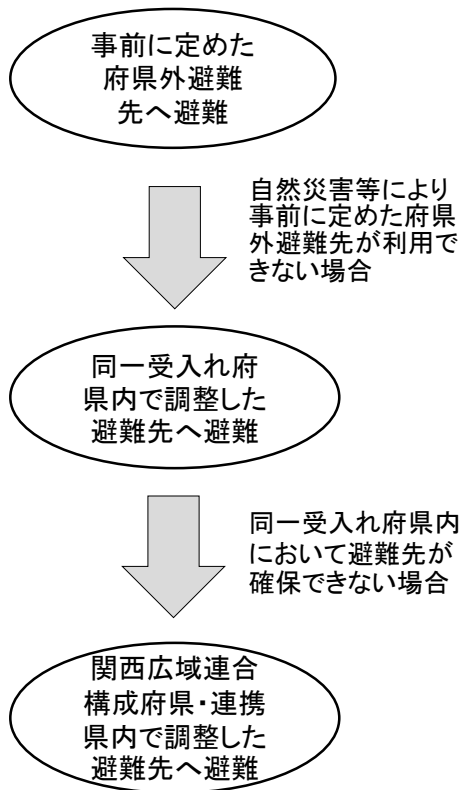


自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、必要な受入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】

【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

半島地域が孤立した場合の対応 (大島半島、内外海半島)

- PAZに該当する大島半島(おおい町)、内外海半島(小浜市)については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近隣のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6. UPZ内における対応

＜対応のポイント＞

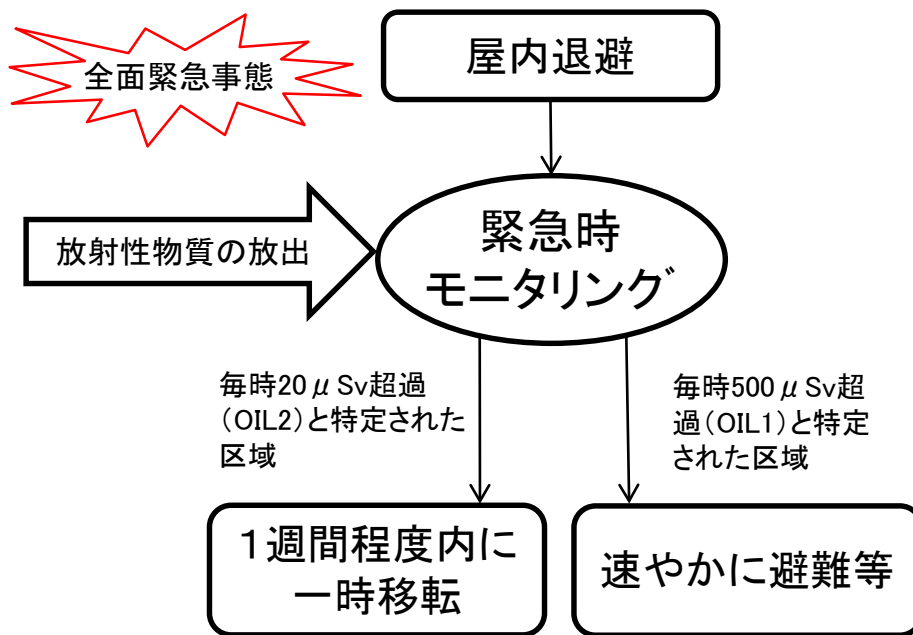
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等※1)を的確に実施できる体制を整備する。



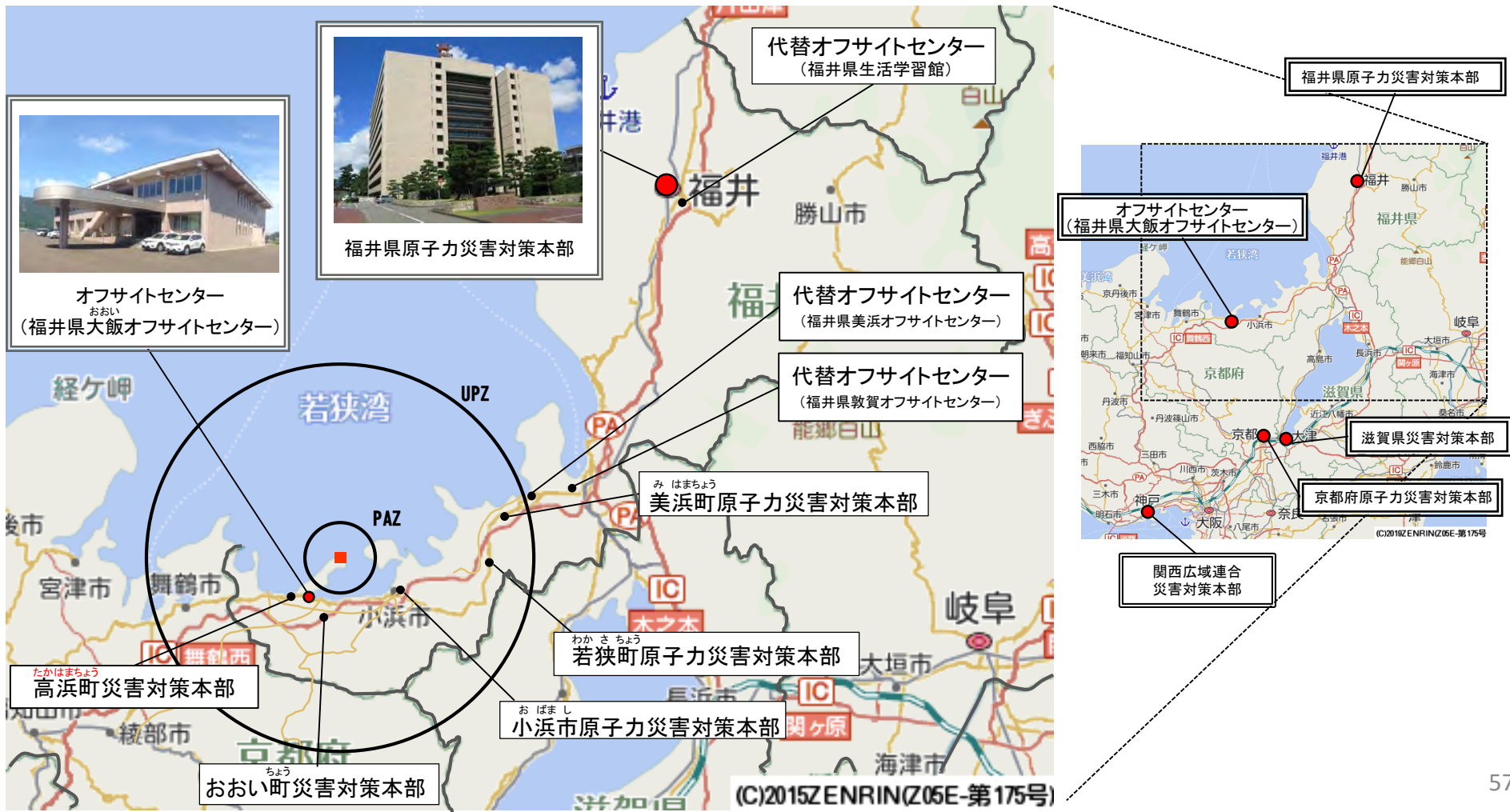
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

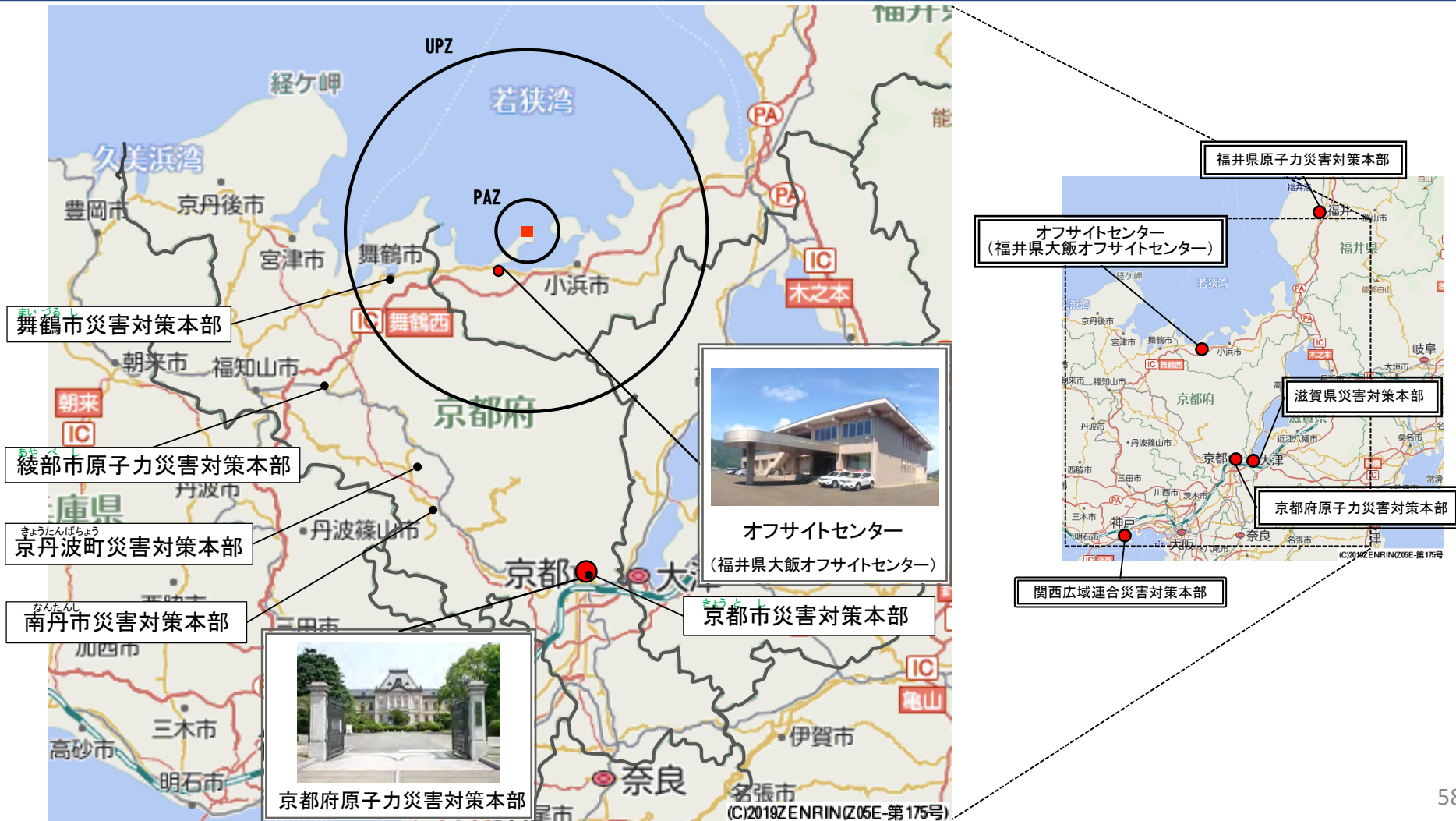
一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

- 福井県及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等に備えた関係者の対応（京都府）

- 京都府及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 京都府は住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



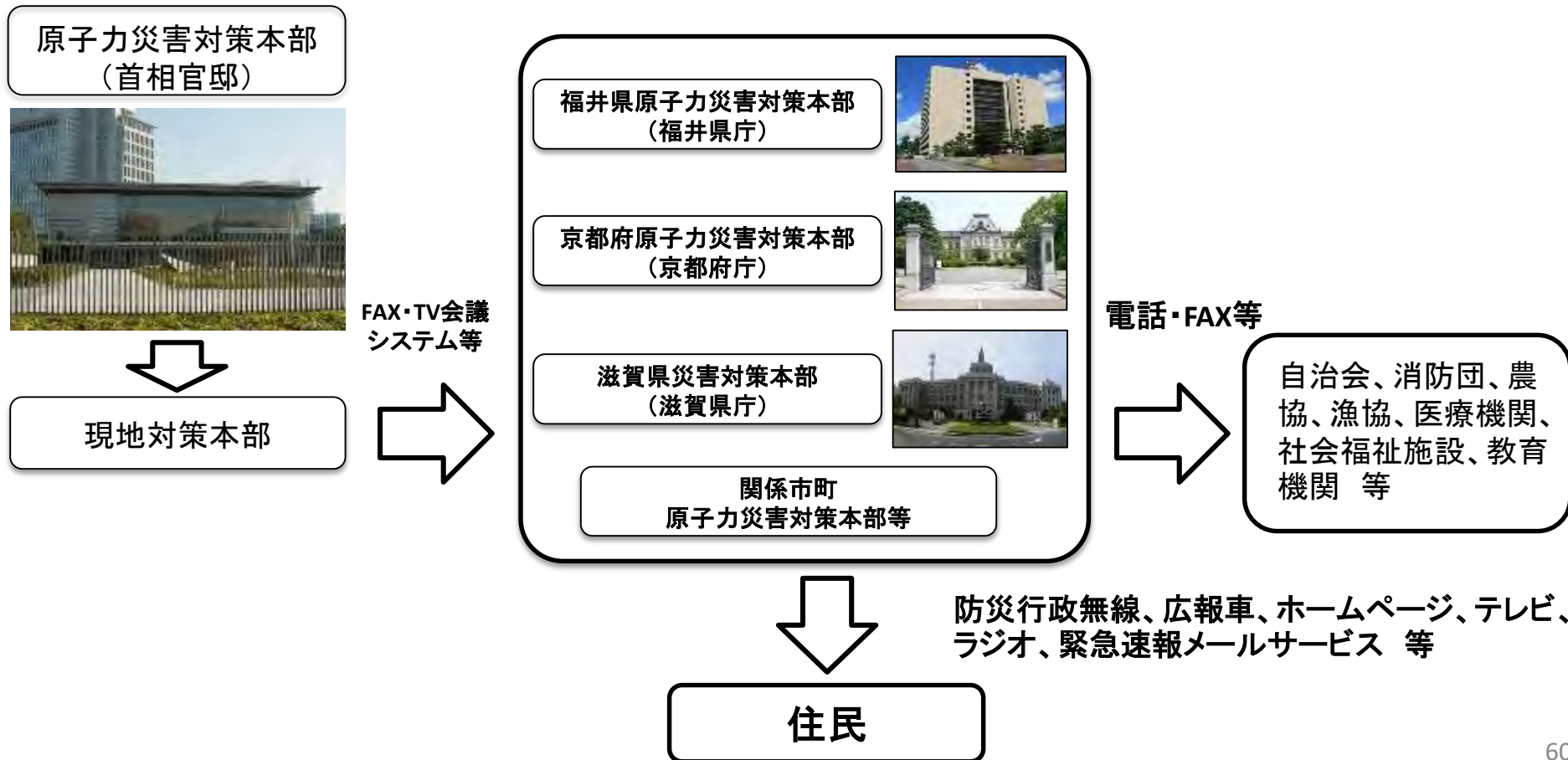
一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

- 滋賀県及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等を行う際の情報伝達

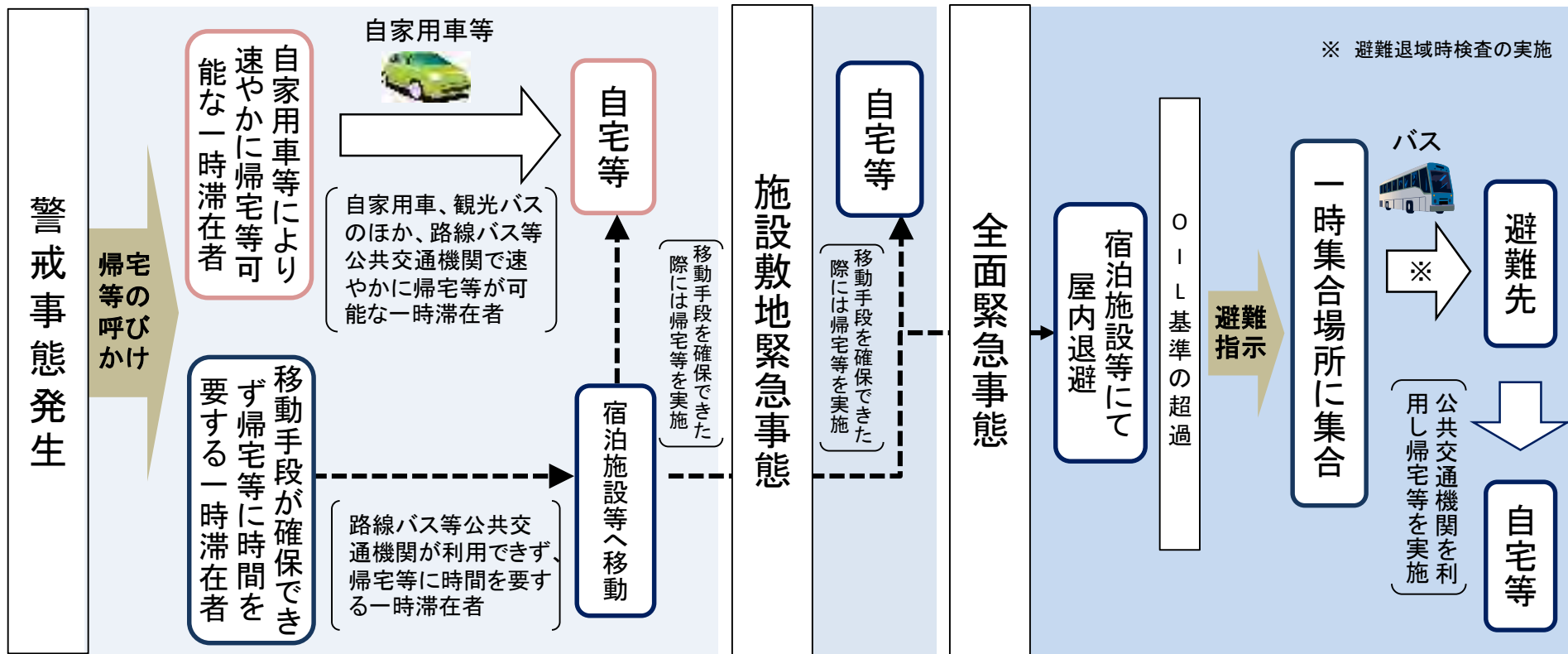
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先
福井県	おい町 <small>ちよう</small>	敦賀市 <small>つるがし</small>	兵庫県 伊丹市 <small>いたみし</small> 、川西市 <small>かわにし</small> 豊岡市 <small>とよおかし</small> 、養父市 <small>やぶし</small> 、朝来市 <small>あさごし</small> 、香美町 <small>かみちよう</small> 、新温泉町 <small>しんおんせんちよう</small> 、姫路市 <small>ひめじし</small> 、市川町 <small>いちかわちよう</small> 、福崎町 <small>ふきさちよう</small> 、神河町 <small>かみかわちよう</small> 宝塚市 <small>たからづかし</small> 、三田市 <small>さんだし</small> 、猪名川町 <small>いながわちよう</small> 丹波市 <small>たんばし</small> 、丹波篠山市 <small>たんばささやまし</small> 、三木市 <small>みきし</small> 、加東市 <small>かとうし</small> 、小野市 <small>おのし</small> 、西脇市 <small>にしわきし</small> 、加西市 <small>かさいし</small> 、多可町 <small>たかちよう</small>
	小浜市 <small>おばまし</small>	鯖江市 <small>さばえし</small> 、越前市 <small>えちぜんし</small>	
	高浜町 <small>たかはまちよう</small>	敦賀市	
	若狭町 <small>わかさちよう</small>	越前町 <small>えちぜんちよう</small>	
	美浜町 <small>みはまちよう</small>	大野市 <small>おおのし</small>	
京都府	舞鶴市 <small>まいづるし</small>	京都市 <small>うじし</small> 、宇治市 <small>じようよし</small> 、城陽市 <small>むこうし</small> 、向日市	兵庫県 神戸市 <small>こうべし</small> 、尼崎市 <small>あまがさきし</small> 、西宮市 <small>にしのみやし</small>
	綾部市 <small>あやべし</small>	福知山市 <small>ふくちやまし</small> 、亀岡市 <small>かめおかし</small>	徳島県 鳴門市 <small>なるとし</small> 、松茂町 <small>まつしげちよう</small> 、北島町 <small>きたじまちよう</small>
	南丹市 <small>なんたんし</small>	南丹市内	兵庫県 たつの市 <small>たいのし</small> 、太子町 <small>たいしちよう</small> 、佐用町 <small>さようちよう</small> 洲本市 <small>すもとし</small> 、南あわじ市
	京丹波町 <small>きやうたんばちよう</small>	京丹波町内	
	京都市 <small>きやうとし</small>	京都市内	—
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small>	高島市内他	大阪府 大阪市 <small>おおさかし</small> 、高槻市 <small>たかつきし</small> 、枚方市 <small>ひらかたし</small>

UPZの京都府内各市町の避難先

- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。

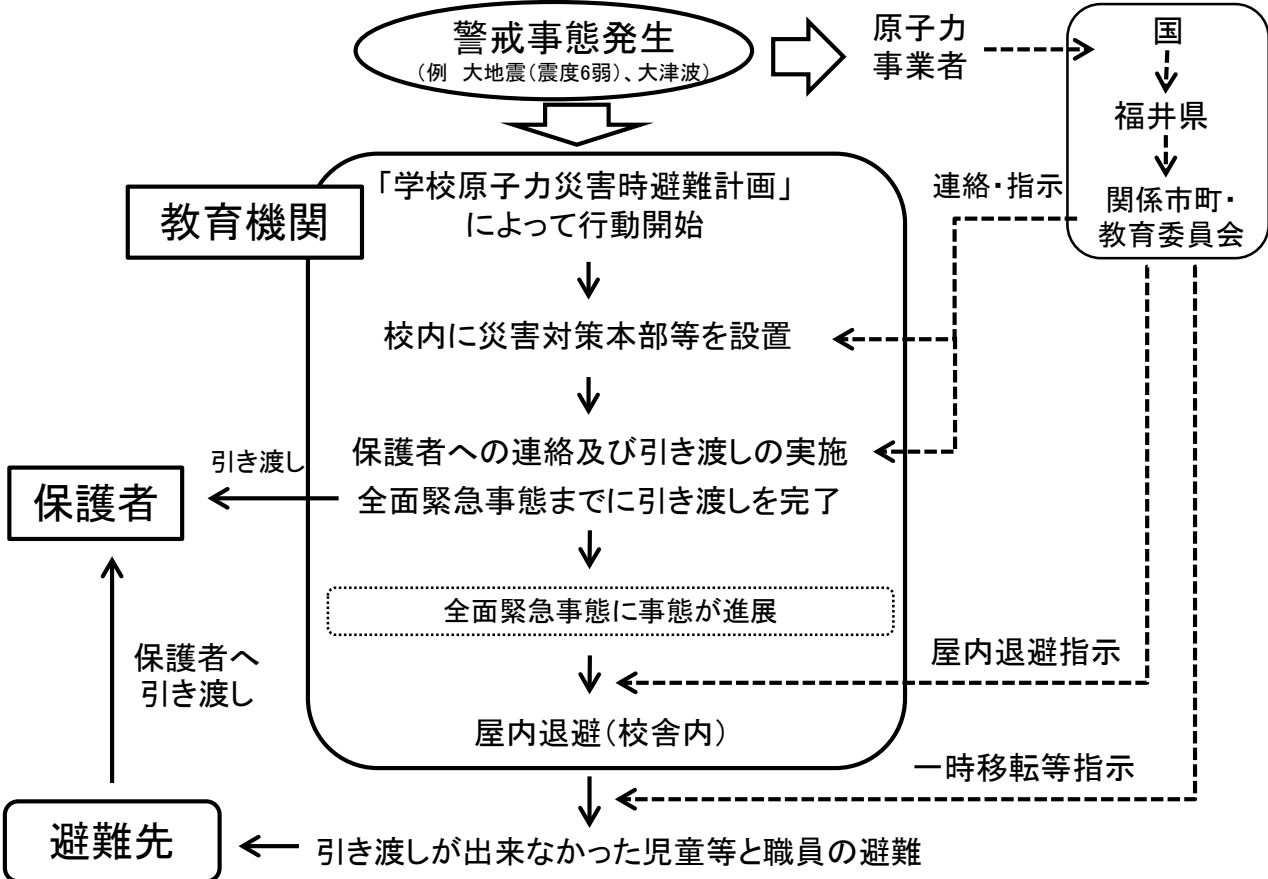


UPZの滋賀県高島市の避難先

- UPZ内にある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	37	2,337
小学校	29	3,642
中学校	9	1,886
高等学校	3	1,821
特別支援学校	2	182
大学・専門学校	4	496
合計	84	10,364

※ 平成31年4月1日時点

福井県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

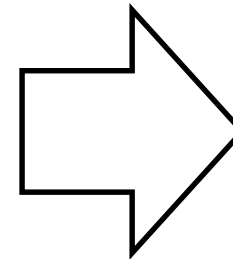
- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(45施設2,108人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		7	833
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,046
	障害福祉サービス事業所等	14	229
	小計	38	1,275
合計		45	2,108

< UPZ外 >

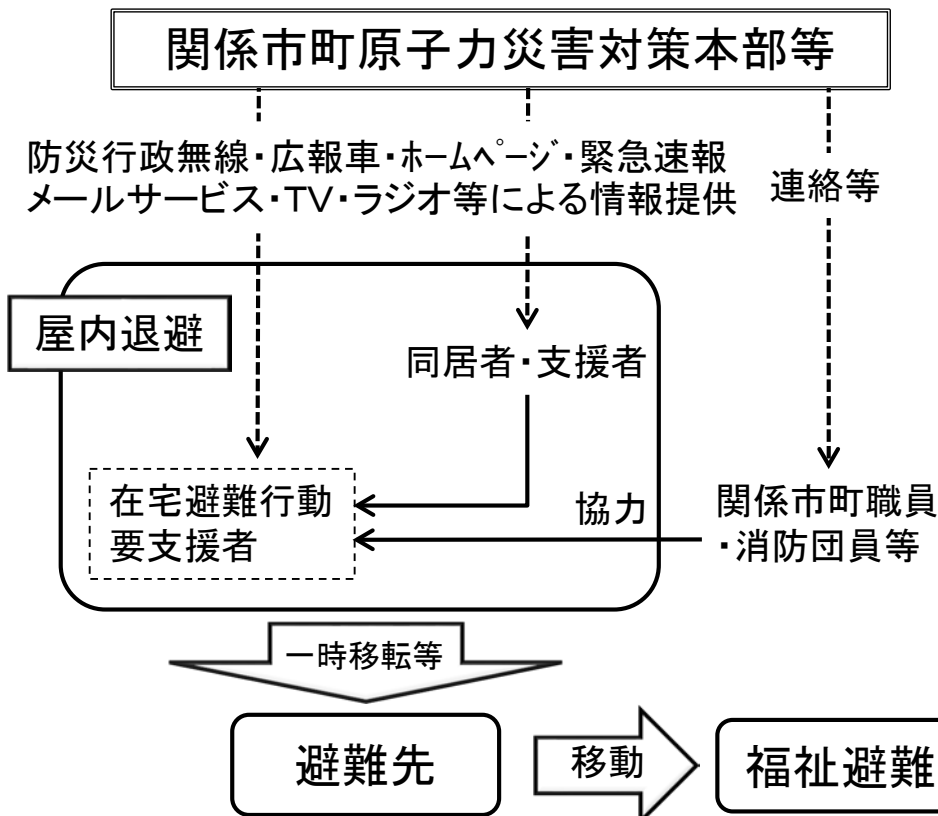
避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
10	833
70	1,046
15	229
85	1,275
95	2,108



施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



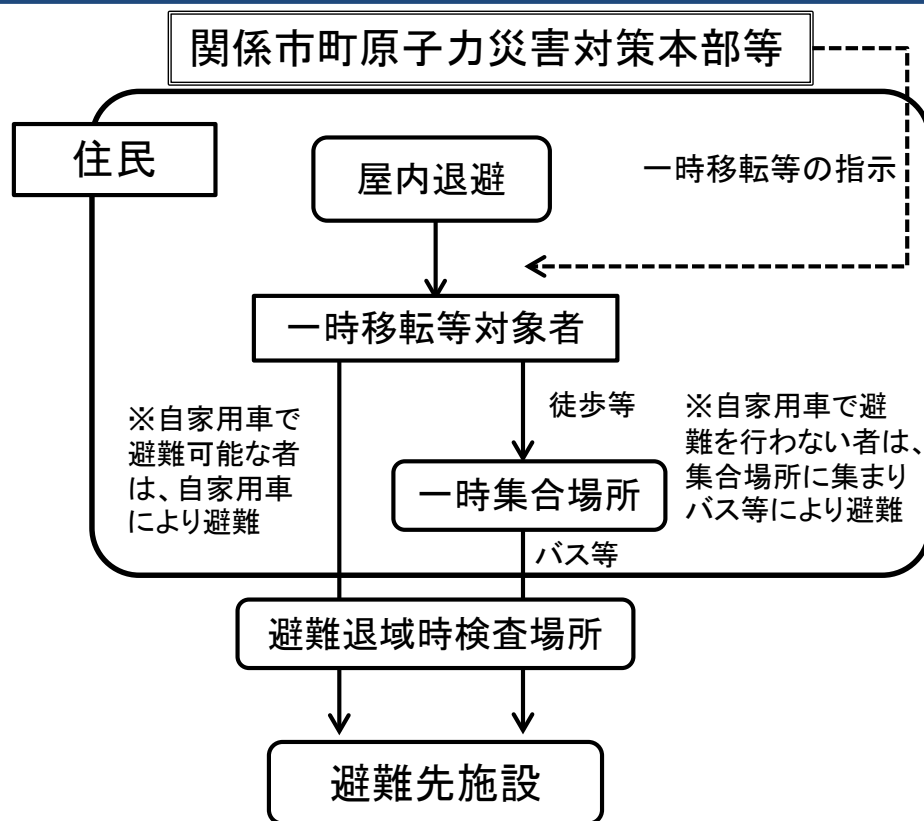
UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
おおい町 <small>ちよう</small>	637(358)
小浜市 <small>おばまし</small>	913(913)
高浜町 <small>たかはまちよう</small>	789(789)
若狭町 <small>わかさちよう</small>	72(72)
美浜町 <small>みはまちよう</small>	1,103(1,103)
合計	3,514(3,235)

※ ()内は支援者有り
※ 平成31年4月現在

※県内福祉避難所数(避難対象5市町を除く): 227施設

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



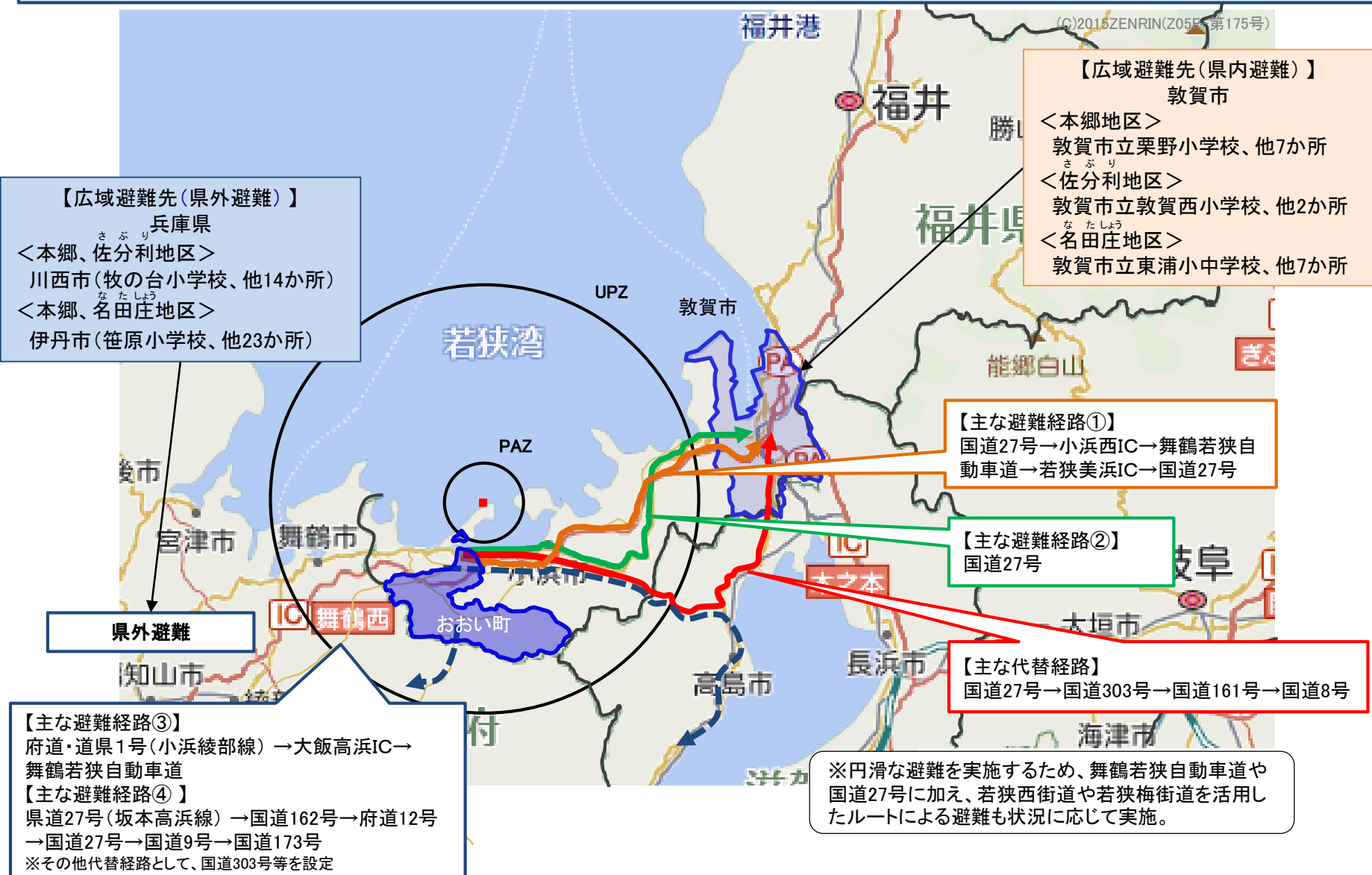
＜UPZ内市町の避難先＞ ※平成31年4月1日時点
 地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。

市町名	県内避難先	県外避難先
おおい町 7,507人	敦賀市	伊丹市、川西市 (合計7,507人)
おぼまし 小浜市 29,004人	鯖江市、越前市	豊岡市、養父市 朝来市、香美町 新温泉町、姫路市 市川町、福崎町 神河町 (合計29,004人)
たかはまちよう 高浜町 10,429人	敦賀市	宝塚市、三田市、猪名川町 (合計10,429人)
わかさちよう 若狭町 14,728人	越前町	丹波市、丹波篠山市、 三木市、加東市、小野市 西脇市、加西市、多可町 (合計14,728人)
みはまちよう 美浜町 9,459人	大野市	-

兵庫県

おい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

兵庫県

＜小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区＞

姫路市（姫路球場、他37か所）

＜松永地区＞

朝来市（和田山体育センター、他4か所）

＜遠敷地区＞

豊岡市（豊岡市立総合体育館、他12か所）

＜口名田地区＞

市川町（市川町スポーツセンター体育館、他2か所）、

福崎町（コミュニティセンターサルビア会館、他4か所）、

神河町（町立神崎小学校、他1か所）

＜中名田地区＞

養父市（関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所）

＜加斗地区＞

新温泉町（健康公園体育館、他1か所）、香美町（射添体育館、他3か所）

【広域避難先(県内避難)】

越前市・鯖江市

＜小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、

口名田地区＞

越前市立武生東小学校、福井県立武生工業高等学校、他29か所

＜内外海、宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区＞

鯖江市立河和田小学校、鯖江市立中央中学校、他12か所

【主な避難経路①】

小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路②】

国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な代替経路】

国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路③】

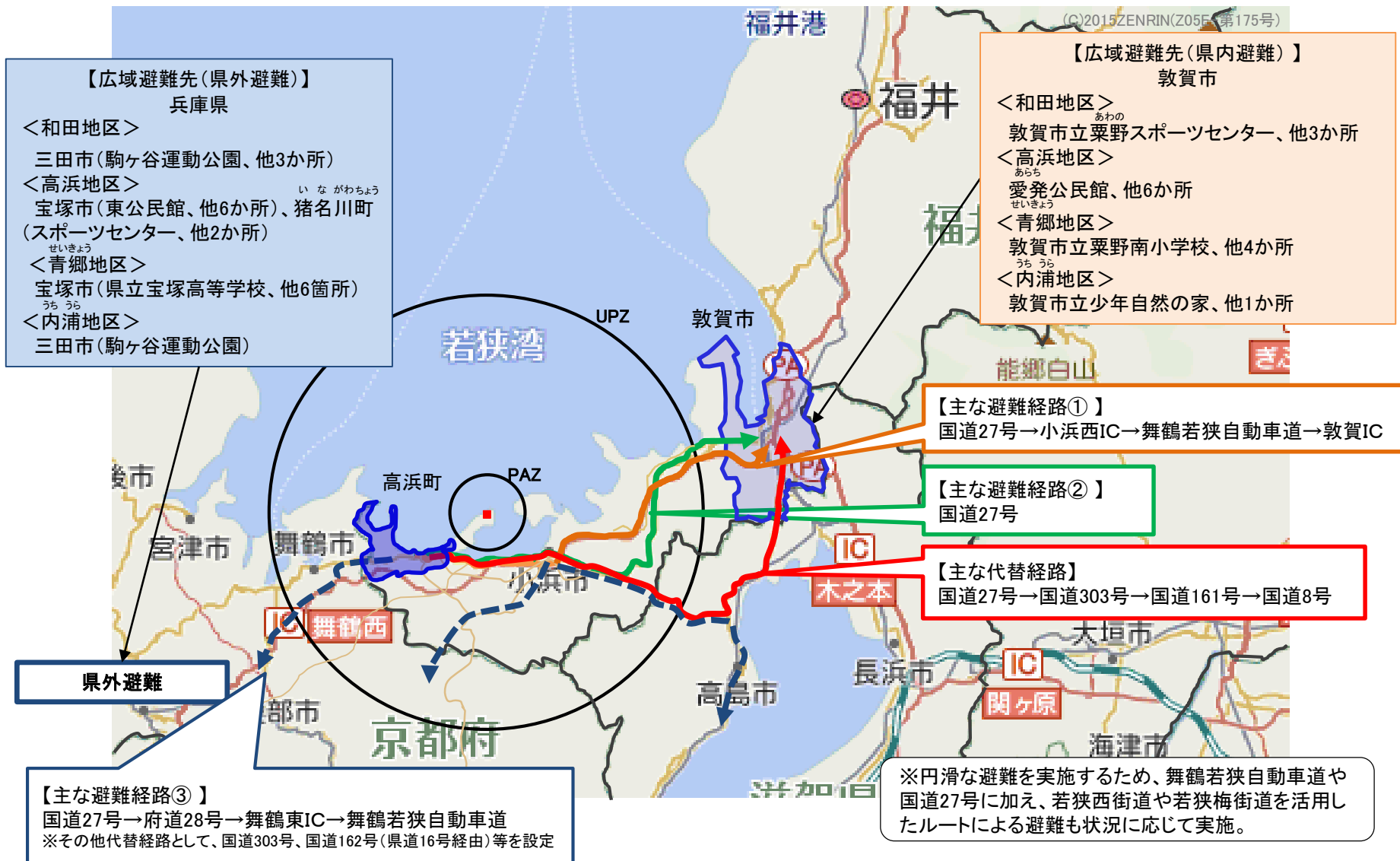
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道

※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

兵庫県

- <三十三地区>
三木市(口吉川町公民館、他10か所)
- <三方地区>
三木市(自由が丘公民館、他2か所)
丹波篠山市(篠山総合スポーツセンター、他5か所)
加東市(やしろ国際学習塾)
- 丹波市(山南農業者等体育施設、他3か所)
- <西田地区>
丹波市(三塚ふれあいセンター愛育館、他2か所)
- <鳥羽地区>
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
- <瓜生地区>
加西市(市民会館、他8か所)
- <三宅地区>
加東市(滝野総合公園体育館)、小野市(コミュニティーセンター下東条、他1か所)
- <野木地区>
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)
- <熊川地区>
多可町(文化会館、他3か所)

【広域避難先(県内避難)】

越前町

- <三十三地区>
越前町立宮崎小学校、他10か所
- <三方地区>
福井県立丹生高等学校、他6か所
- <西田地区>
織田健康福祉センター、他2か所
- <鳥羽地区>
越前町立織田小学校、他2か所
- <瓜生地区>
越前町立越前中学校、他2か所
- <三宅地区>
越前町営越前体育館、他5か所
- <野木地区>
越前町立城崎小学校、他3か所
- <熊川地区>
越前町立萩野小学校、他3か所

【主な避難経路①】

若狭上中IC、若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路②】

国道27号→国道8号→国道305号

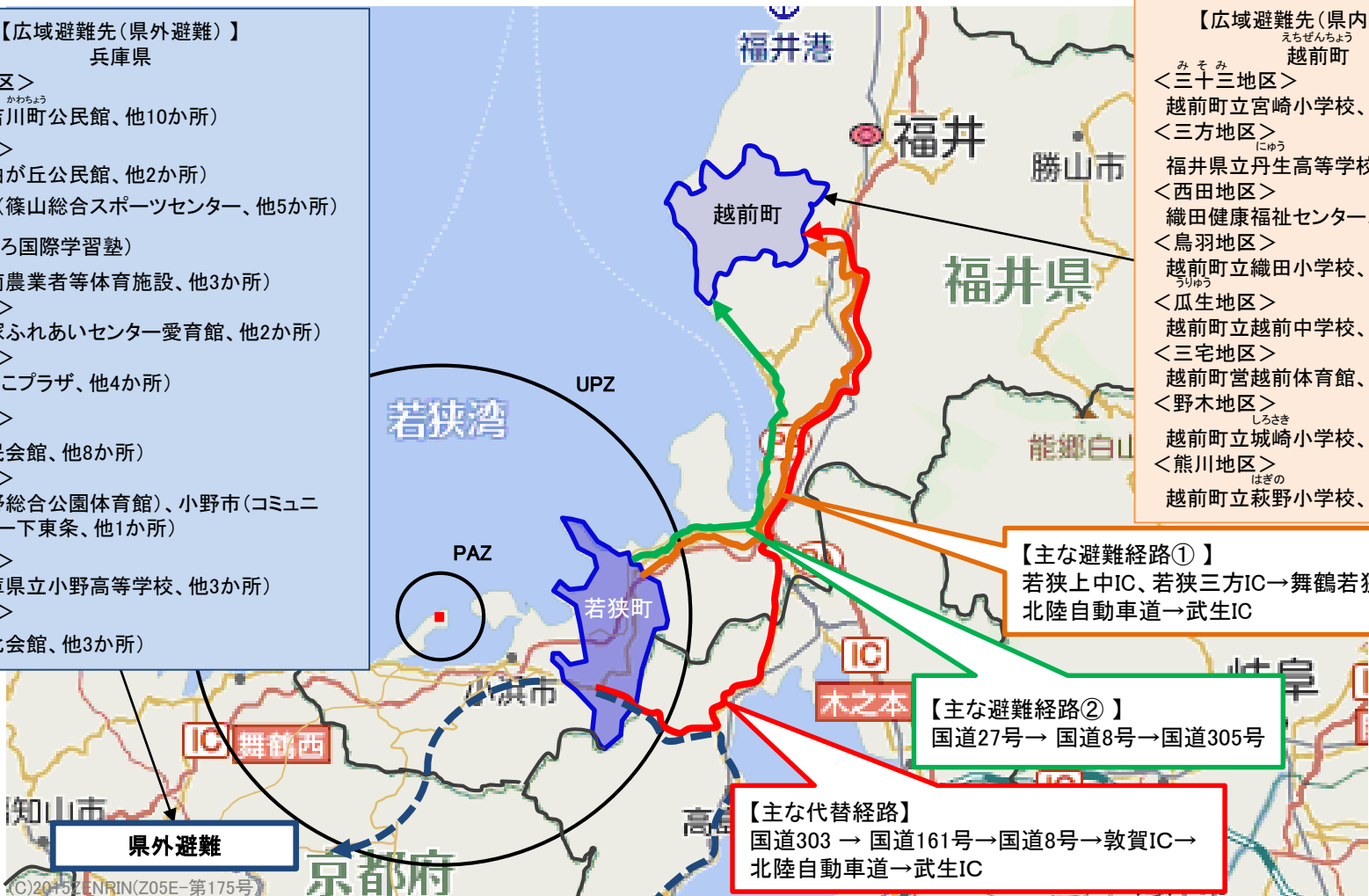
【主な代替経路】

国道303→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路③】

国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道
※その他代替経路として、国道162号等を設定

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

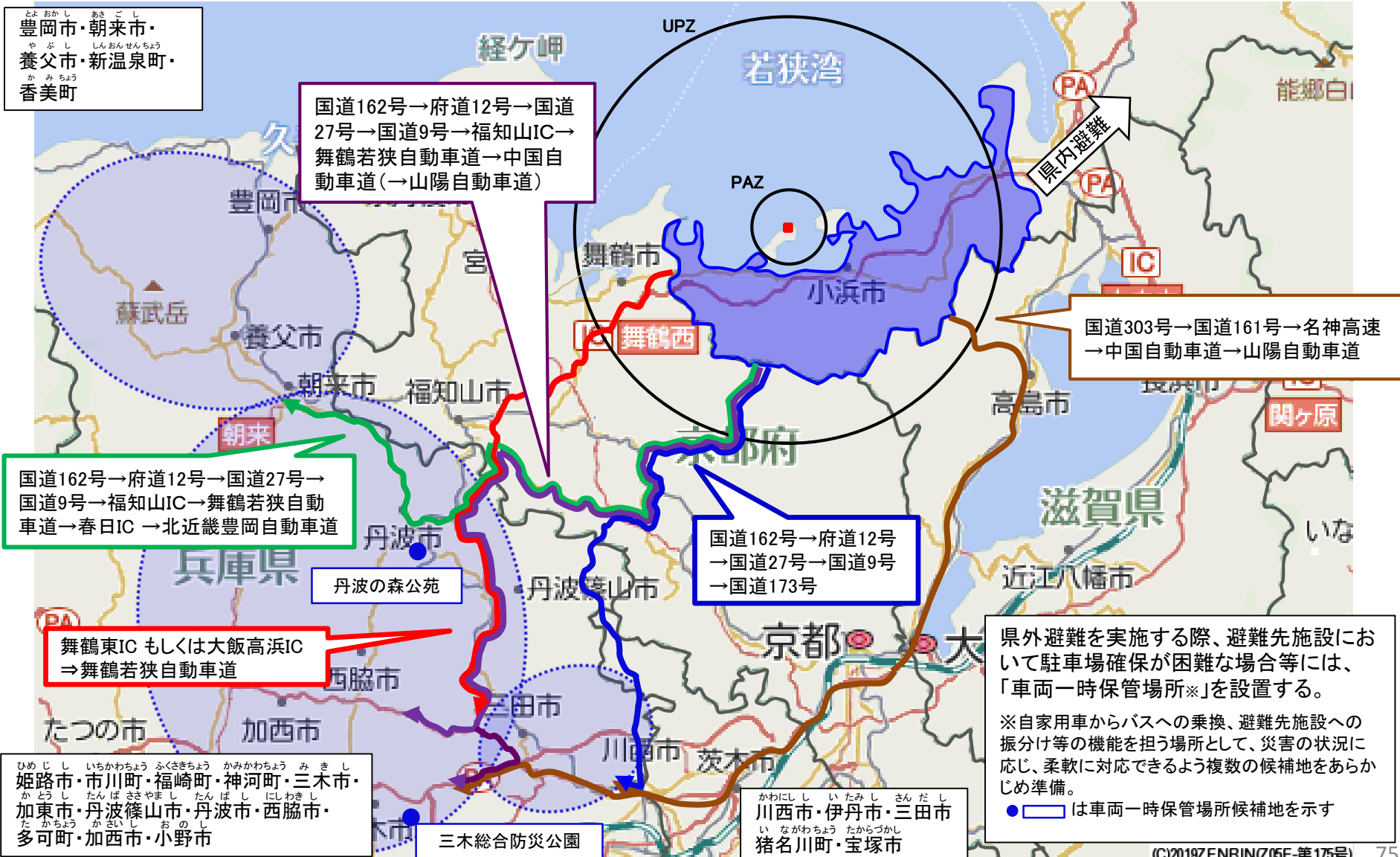


➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



福井県におけるUPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時的移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

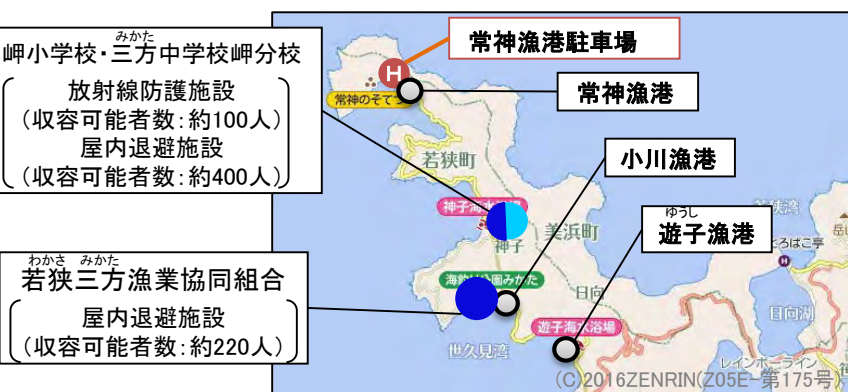
＜UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所＞

半島部	該当地区名	整備場所
うちら 内浦半島	高浜町内浦地区	旧音海小中学校グラウンド 内浦小中学校グラウンド 日引漁港
つねがみ 常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
敦賀半島	美浜町東地区	関西電力(福井県)沿用地駐車場

＜凡例＞

- :放射線防護施設(収容可能者数)
- :放射線防護施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
- H:ヘリポート適地等
- :漁港

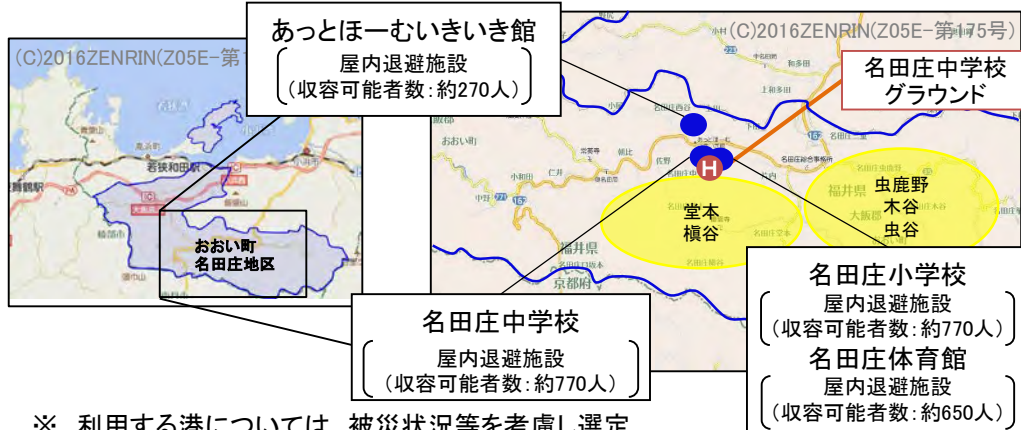
半島部(例) 若狭町常神半島



＜UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所＞

中山間地域	該当集落名	整備場所
おおい町名田庄地区	榎谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本	名田庄中学校グラウンド
小浜市口名田地区	西相生、奥田縄、須縄	口名田小学校グラウンド
// 遠敷地区	上根来、下根来	旧遠敷小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド

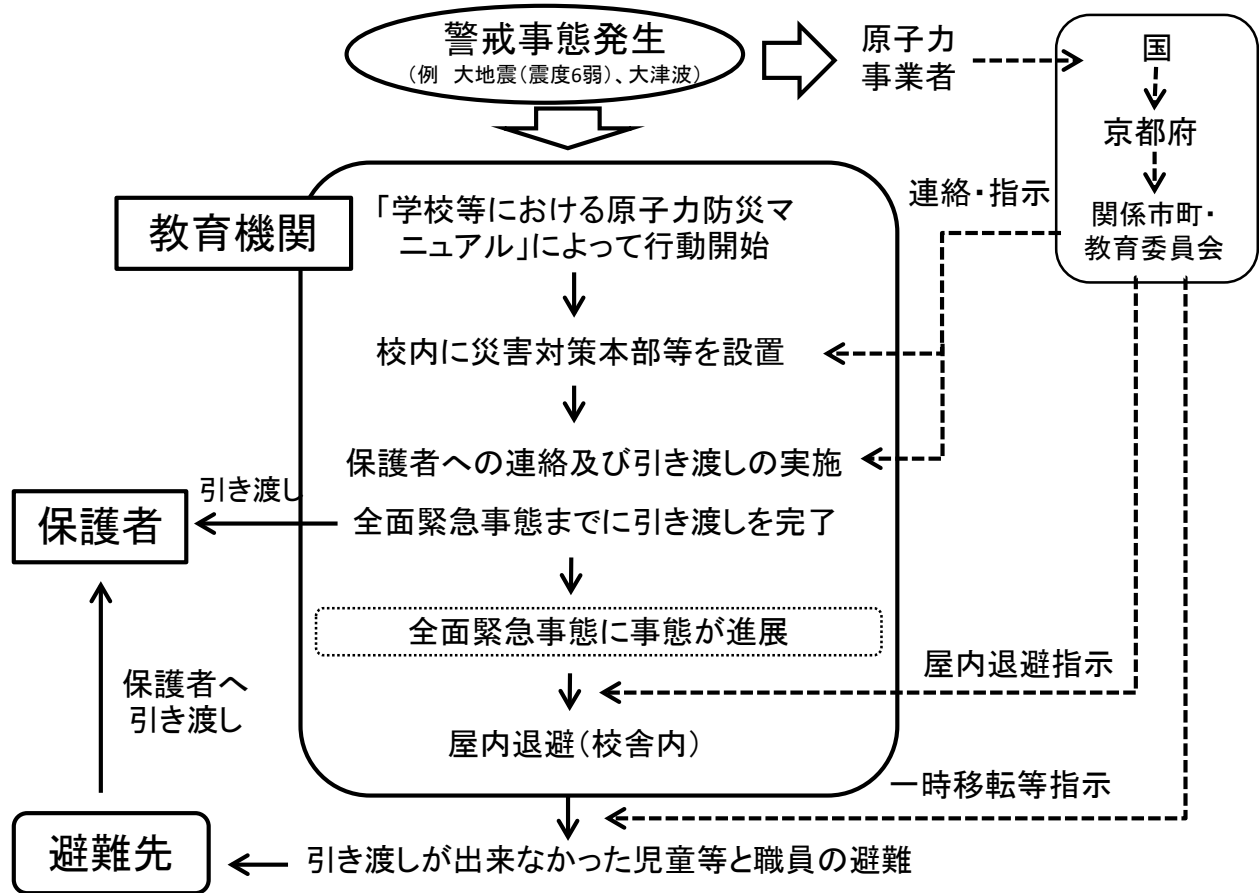
中山間地域(例) おおい町名田庄地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ内の教育機関数

	教育機関数(機関)	児童・生徒数(人)
保育所・幼稚園等	31	2,757
小学校	16	4,126
中学校	8	2,201
高等学校	5	2,006
特別支援学校	3	161
その他学校	4	1,059
合計	67	12,310

※ 平成30年5月1日時点

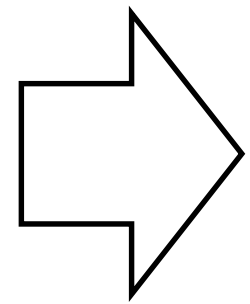
- 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(51施設2,278人)について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

< UPZ内 >

施設区分		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		13	979
社会福祉施設	介護保険施設等	25	1,081
	障害福祉サービス事業所等	11	134
	児童養護施設等	2	84
	小計	38	1,299
合計		51	2,278

< UPZ外 >

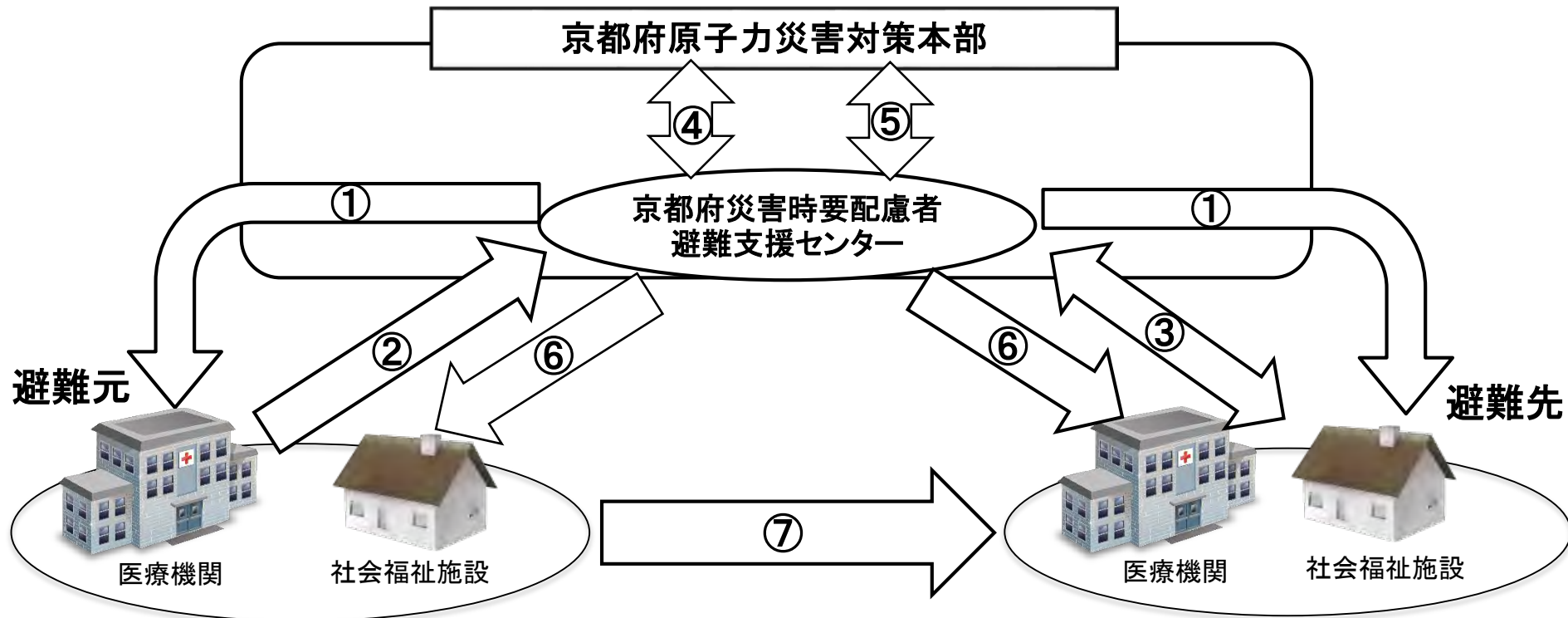
受入候補施設数	受入可能人数(人)
33	約1,540
86	約1,270
9	約210
10	約160
105	約1,640
138	約3,180



受入先調整
(京都府災害時要配慮者避難支援センター)

※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約63人については医療機関へ搬送
 ※ 医療機関は令和元年6月1日時点、社会福祉施設は平成30年6月1日時点
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。

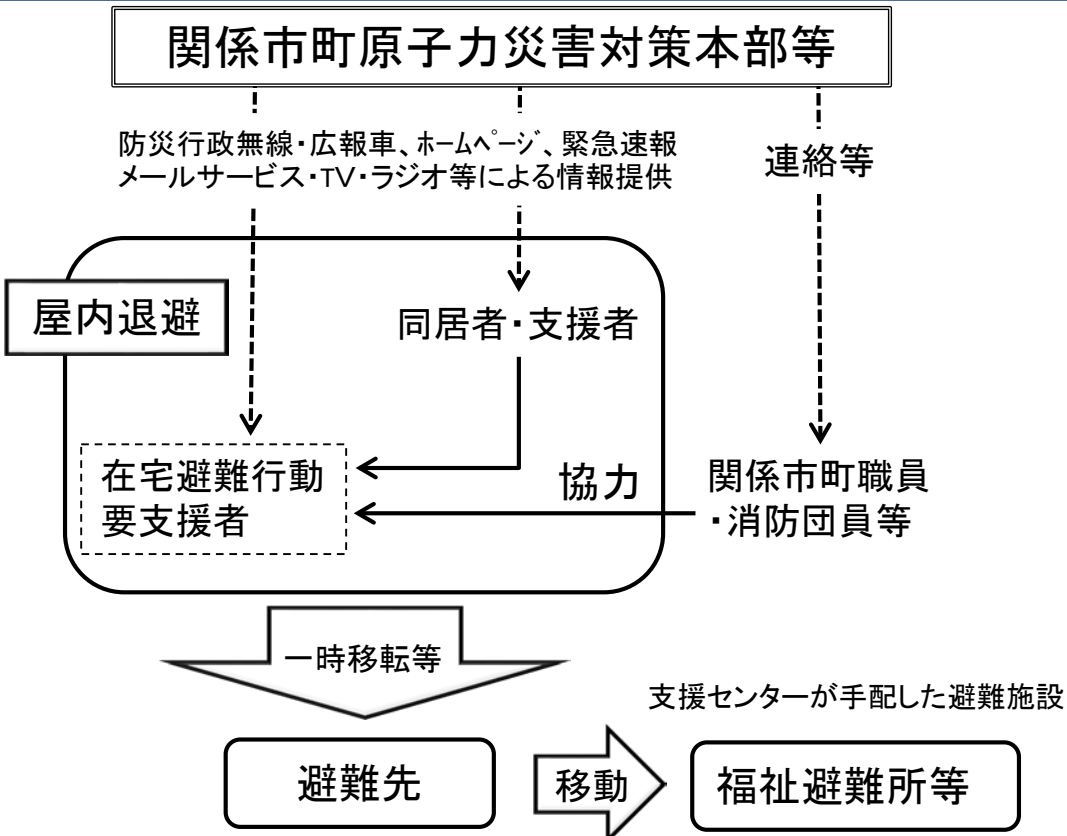


受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

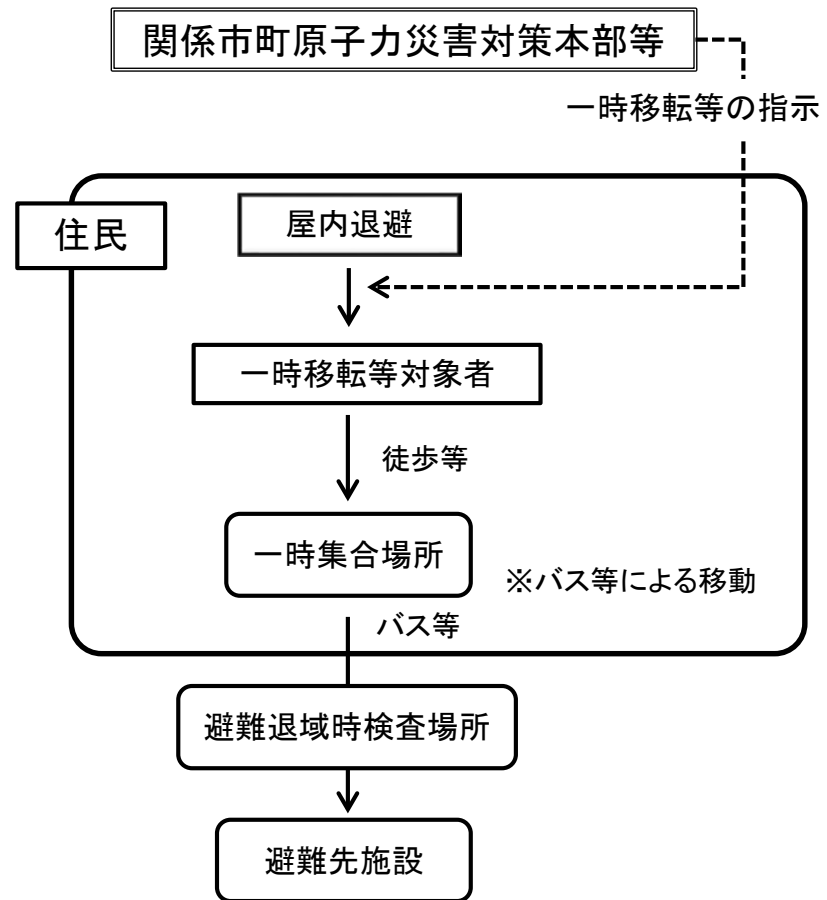


UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
舞鶴市 <small>まいづるし</small>	4,227(2,298)
綾部市 <small>あやべし</small>	248(248)
南丹市 <small>なんたんし</small>	715(715)
京丹波町 <small>きょうたんばちょう</small>	72(72)
京都市 <small>きょうとし</small>	29(29)
合計	5,291(3,362)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和元年6月現在
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ内市町の避難先>

市町名	府内避難先	府外避難先	
舞鶴市 77,374人	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 (合計61,343人)	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計16,031人)
綾部市 1,490人	福知山市、亀岡市	兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 (合計1,490人)	
南丹市 3,214人	南丹市内	兵庫県 洲本市、南あわじ市 (合計3,214人)	
京丹波町 258人	京丹波町内	兵庫県 芦屋市 (合計:258人)	
京都市 292人	京都市内	—	

※ 平成31年4月1日時点

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な避難経路】

国道175号→府道55号→国道9号→
丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎
JCT→京滋バイパス→宇治西IC

【主な避難経路】

国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→
綾部JCT→京都縦貫自動車道→京丹波みず
ほIC→国道173号→国道9号→丹波IC→京都
縦貫自動車道→沓掛IC

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、
与保呂、池内、高野＞

神戸市(東灘体育館、他71か所)

＜余内、吉原、明倫＞

尼崎市(中央地区会館、他59か所)

＜中筋、池内、福井、由良川＞

西宮市(勤労会館、他51か所)

※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府内避難)】

京都市・宇治市・城陽市・向日市

＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、
倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫＞

京都市(京都市東山青少年活動セン
ター、他119か所)

＜池内、中筋、由良川＞

宇治市(伊勢田小学校、他32か所)

＜高野、福井＞

城陽市(寺田南小学校、他13か所)

＜吉原＞

向日市(市民体育館)

※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】

徳島県

＜倉梯＞

鳴門市(市立大津西小学校屋内運動場、他31か所)

＜三笠＞

松茂町(松茂町役場、他9か所)

＜倉梯第二＞

北島町(北島町総合庁舎内(公民館)、他19か所)

※避難元地区はいずれも小学校区表記

【主な府外避難経路①(神戸市、尼崎市、西宮市)】

府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国
自動車道→(神戸市:神戸三田IC→六甲北有料道路、尼崎
市・西宮市:宝塚IC→県道42号線)

【主な府外経路②(鳴門市、松茂町、北島町)】

府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国
自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽
自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→鳴門北IC

綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な府内避難経路②】

府道1号→国道27号→府道8号→
府道77号→府道74号

綾部市中央公民館

PAZ

UPZ

【広域避難先(府内避難)】

福知山市

おুকかんぼやし なかかんぼやし ひがしや た おおまた
＜奥上林、中上林、東八田(大又自治会)＞
福知山市(福知山高等学校、他6か所)

【主な避難経路①】

府道1号→国道27号→京丹波わちIC→京都縦貫自
動車道→京丹波みずほIC→国道173号→国道9号
→丹波IC→京都縦貫自動車道→亀岡IC

三段池公園

丹波自然運動公園

【広域避難先(府内避難)】

亀岡市

おুকかんぼやし なかかんぼやし ひがしや た おおまた
＜奥上林、中上林、東八田(大又自治会)＞
亀岡市(亀岡高等学校、他19か所)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

ひがしやた おおまた
＜東八田(大又自治会)＞
たつの市(揖保川ときめきセンター)
なかかんぼやし
＜中上林＞
たいしちよう
太子町(町民体育館、他6か所)
おুকかんぼやし
＜奥上林＞
きようちよう
佐用町(上月体育館、他1か所)

【主な府外避難経路】

府道1号→国道27号→府道8号→府道77号→綾部IC →舞鶴若狹自動車
道→吉川JCT →中国自動車道→(たつの市・太子町:福崎IC→播但連
絡有料道路→山陽姫路東IC→山陽自動車道→龍野IC(至たつの市)、
山陽姫路西IC(至太子町)、佐用町:佐用IC)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な府外避難経路】

国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道372号→県道306号→但南篠山口IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→三木JCT→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→(洲本市:洲本IC、南あわじ市:あわじ南IC)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

＜福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋(内久保、大内、荒倉、野添、安掛)＞

洲本市(洲本市文化体育館 他7か所)

＜平屋(深見、長尾、又林、上平屋、下平屋)、大野、宮島＞
南あわじ市(阿那賀地区公民館、他8か所)

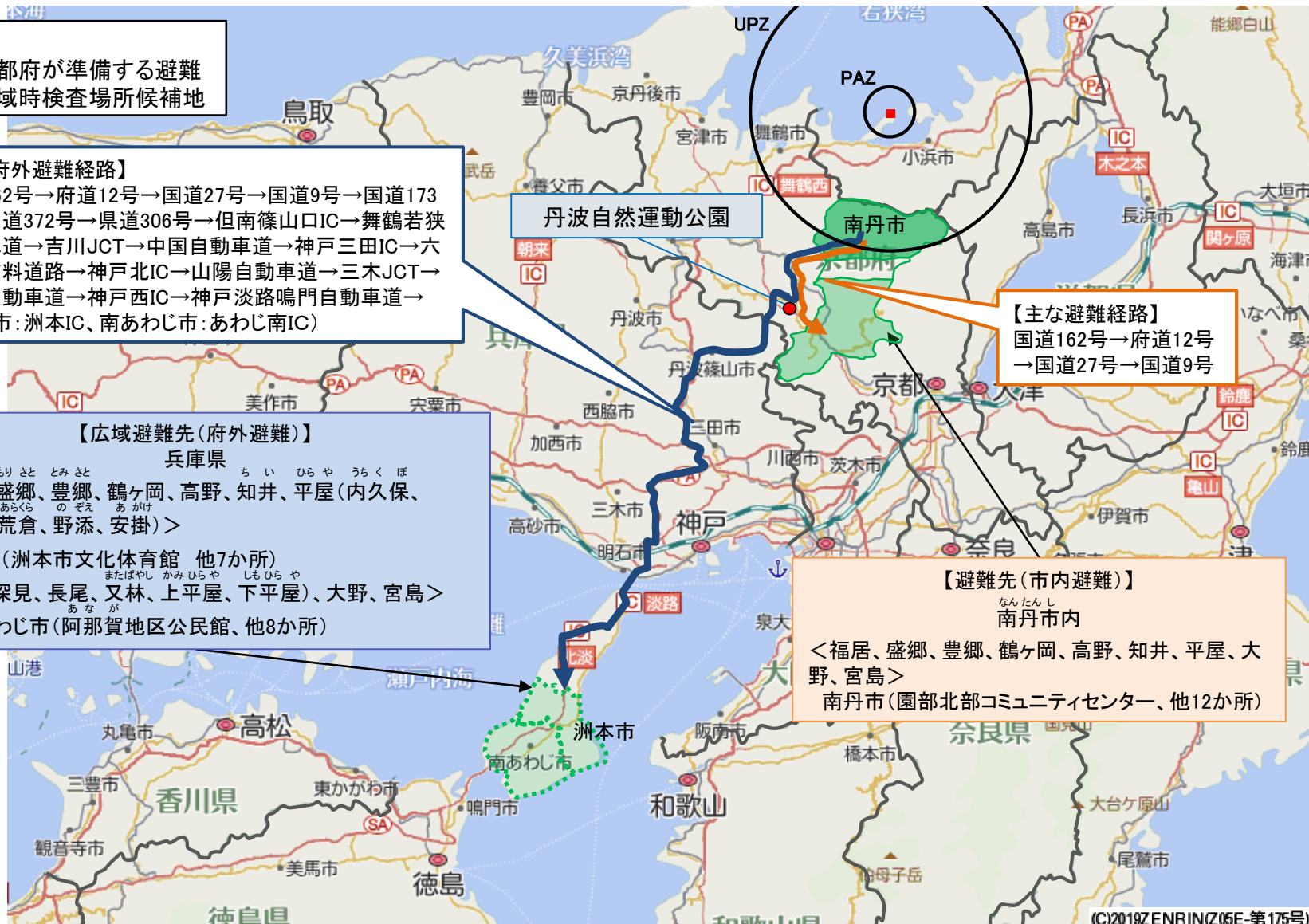
【主な避難経路】

国道162号→府道12号
→国道27号→国道9号

【避難先(市内避難)】

南丹市内

＜福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋、大野、宮島＞
南丹市(園部北部コミュニティセンター、他12か所)



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地



丹波自然運動公園

【主な避難経路】
府道51号→府道12号→国道27号→国道9号

【主な府外避難経路】
府道59号→国道27号→丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→名神高速道路→吹田JCT→西宮IC→国道43号

【避難先(町内避難)】
きょうたんなんぱちやう
京丹波町内
かみおとみ にしかわうち しもあわの ほそたに かみあわの ほどす
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
京丹波町(三ノ宮基幹集落センター、山村開発センターみずほ)

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
かみおとみ にしかわうち しもあわの ほそたに かみあわの ほどす
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
芦屋市(芦屋市立朝日ヶ丘小学校、他3か所)

京都市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

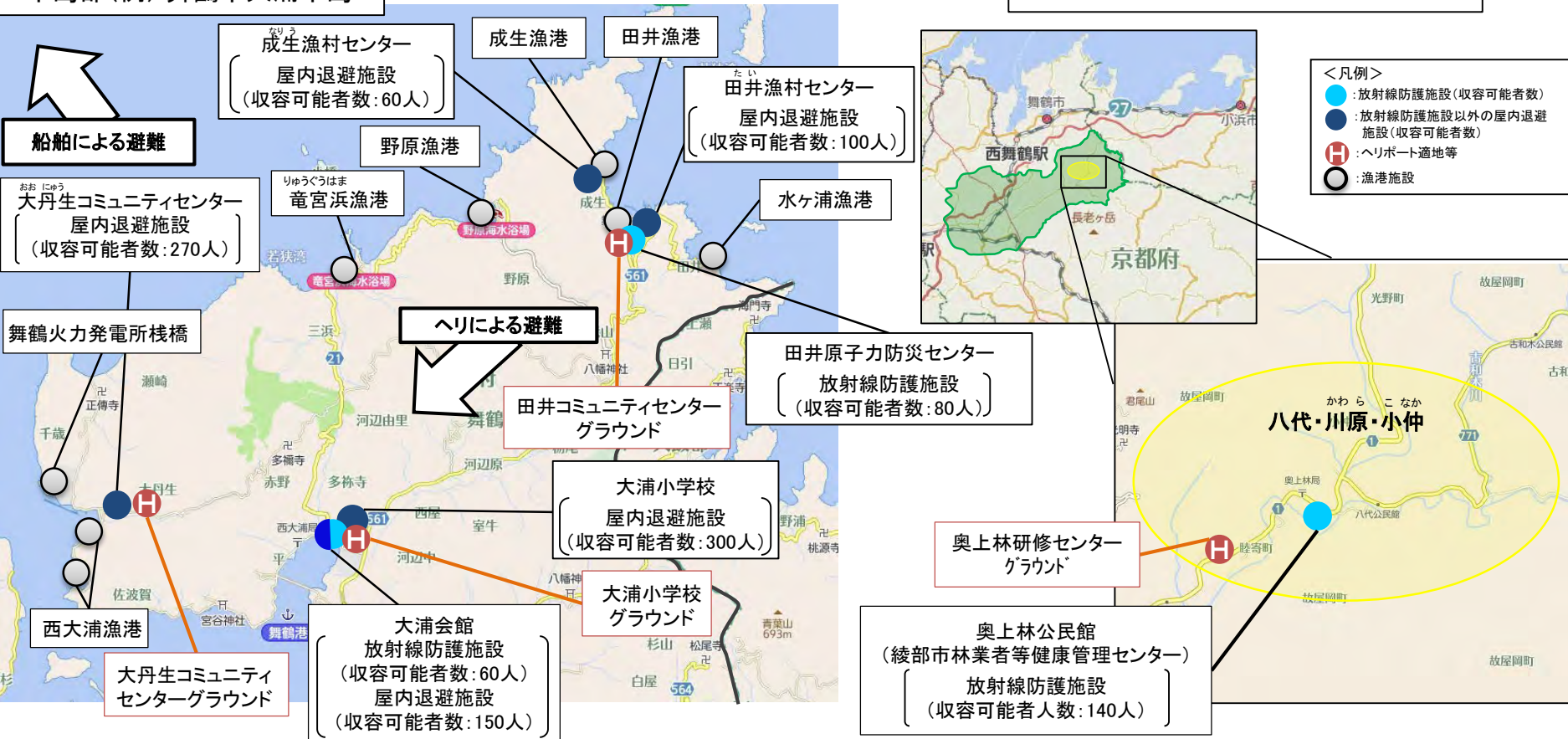


自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

半島部(例) 舞鶴市大浦半島

中山間地域(例) 綾部市奥上林地区

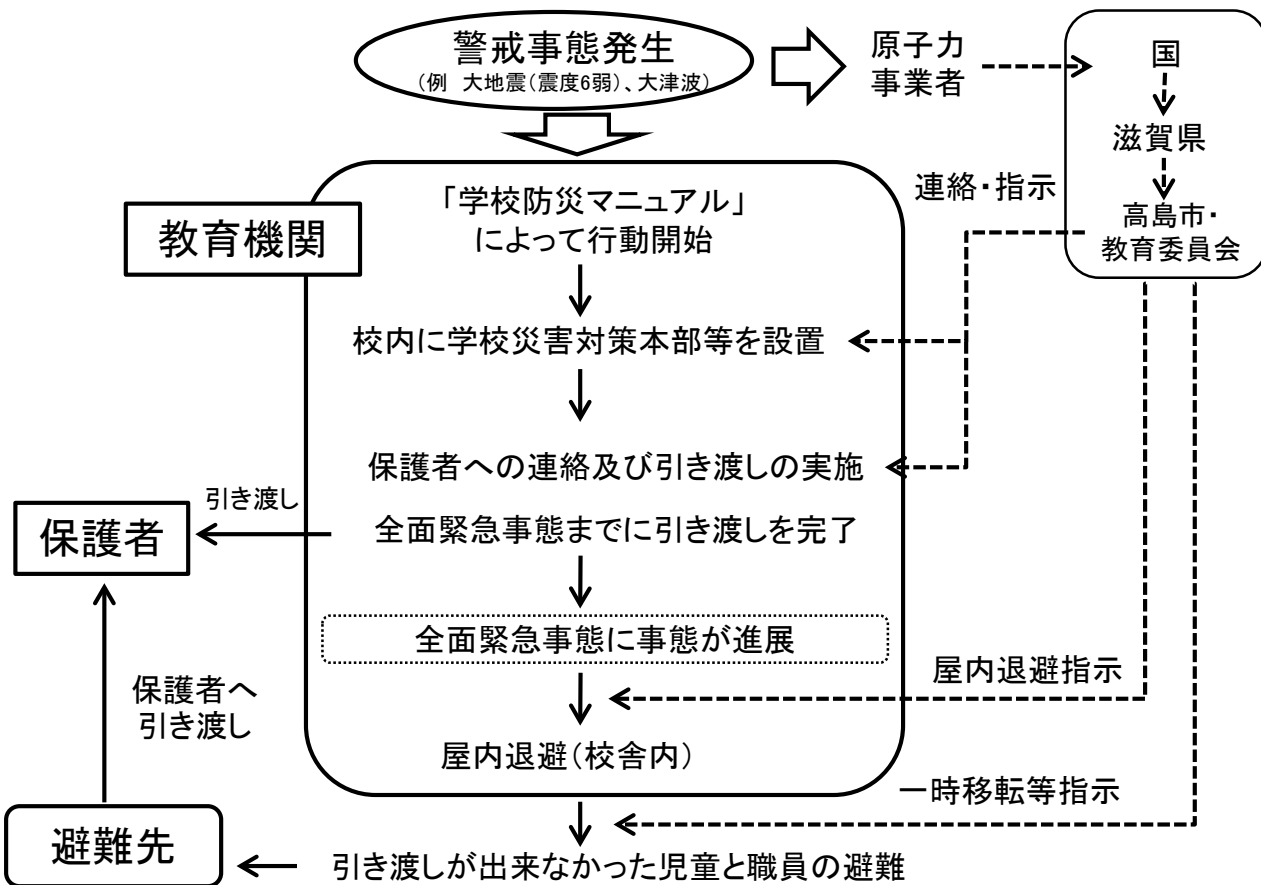


※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

滋賀県におけるUPZ内の学校の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する小学校の校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 当該小学校において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	4
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	4

平成31年4月1日時点

滋賀県におけるUPZ内の社会福祉施設の避難先

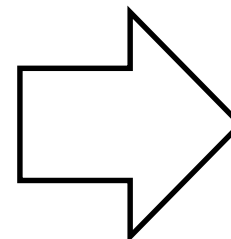
- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(3施設390人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	1	30
	救護施設	2	360
合計		3	390

< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
23	913
3	360
26	1,273

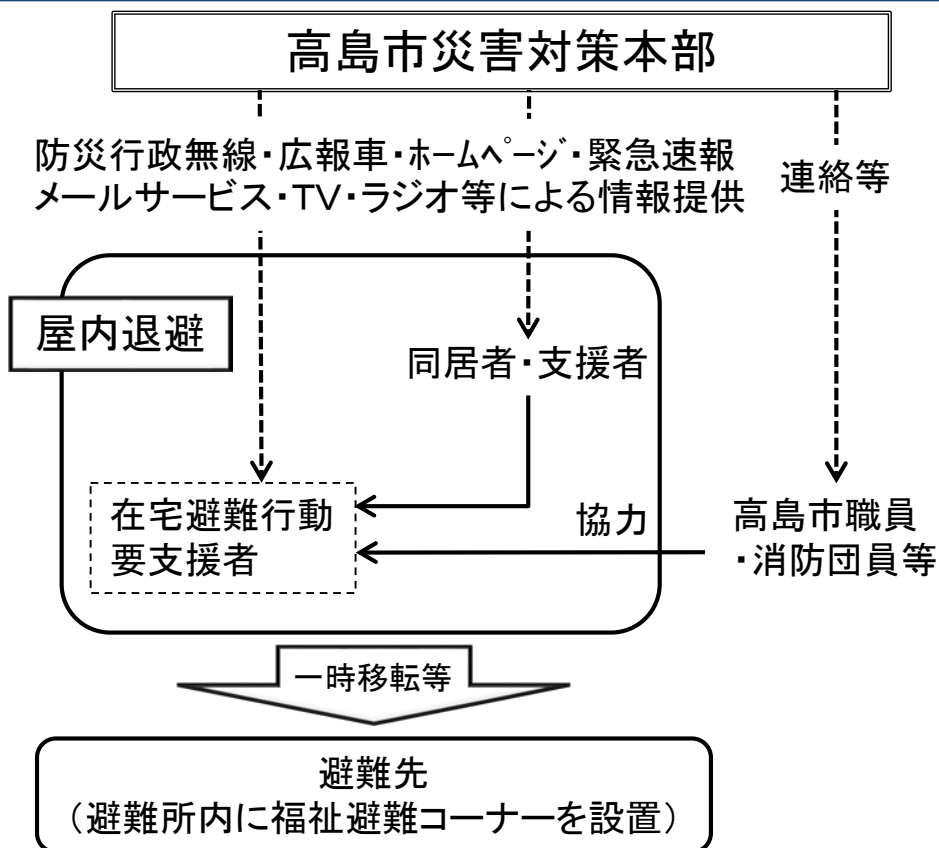


障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※平成31年4月1日時点

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



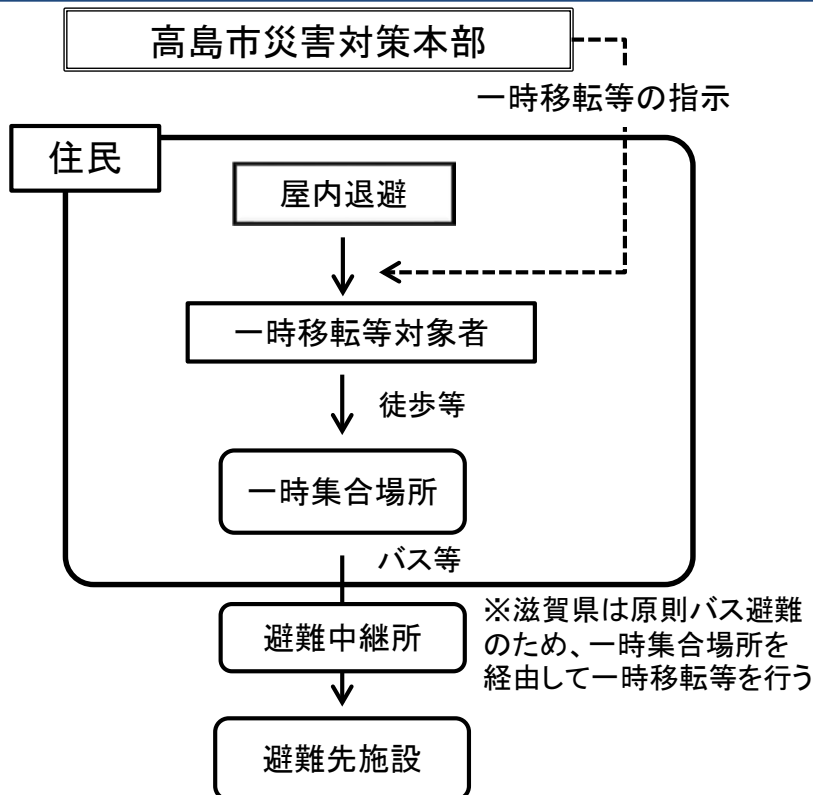
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	UPZ内(人)
たかしまし 高島市	49(49)

※1 ()内は支援者有り
※2 平成31年4月現在

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



<UPZ内市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

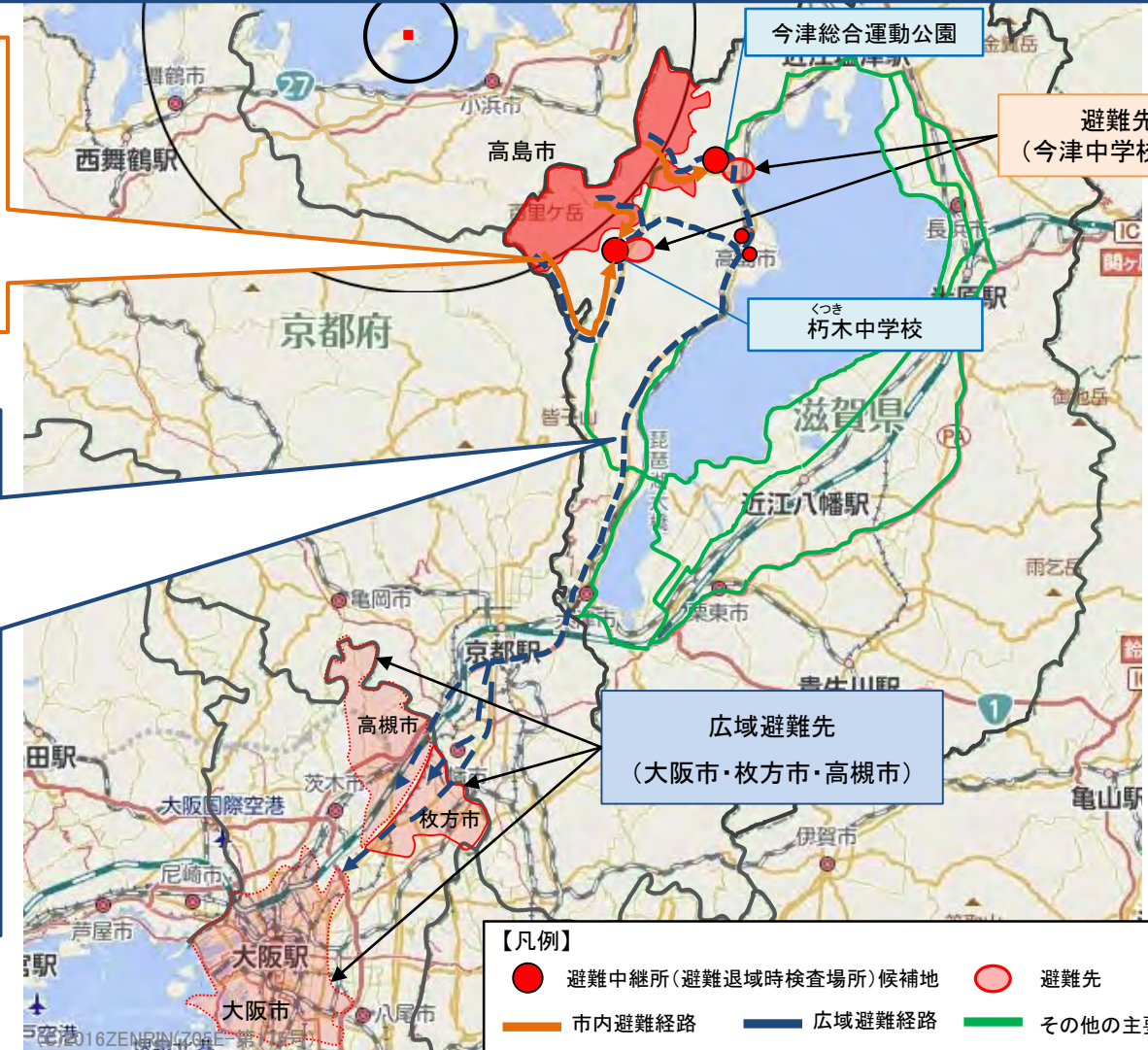
市町名	県内避難先	県外避難先	
たかしまし 高島市 (497人)	高島市内	大阪府	おおさかし ひらかたし 大阪市、枚方市 たかつぎし 高槻市 (合計:497人)

※平成31年4月1日時点

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

【高島市内の避難経路】
 <今津地域>
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校
 <朽木地域>
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→グリーンパーク想いの森、朽木中学校

【広域避難経路(県外)】
 <今津地域>
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市
 <朽木地域>
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市



避難先(市内)
(今津中学校ほか2箇所)

朽木中学校

広域避難先
(大阪市・枚方市・高槻市)

【凡例】

- 避難中継所(避難退域時検査場所)候補地
- 避難先
- 市内避難経路
- 広域避難経路
- その他の主要な避難経路

自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<凡例>

- : 集会所(集合予定人数)
- : 一時集合場所(集合予定人数)
- H : ヘリポート適地等
- : 重点的に復旧が必要な避難経路
- : 避難経路



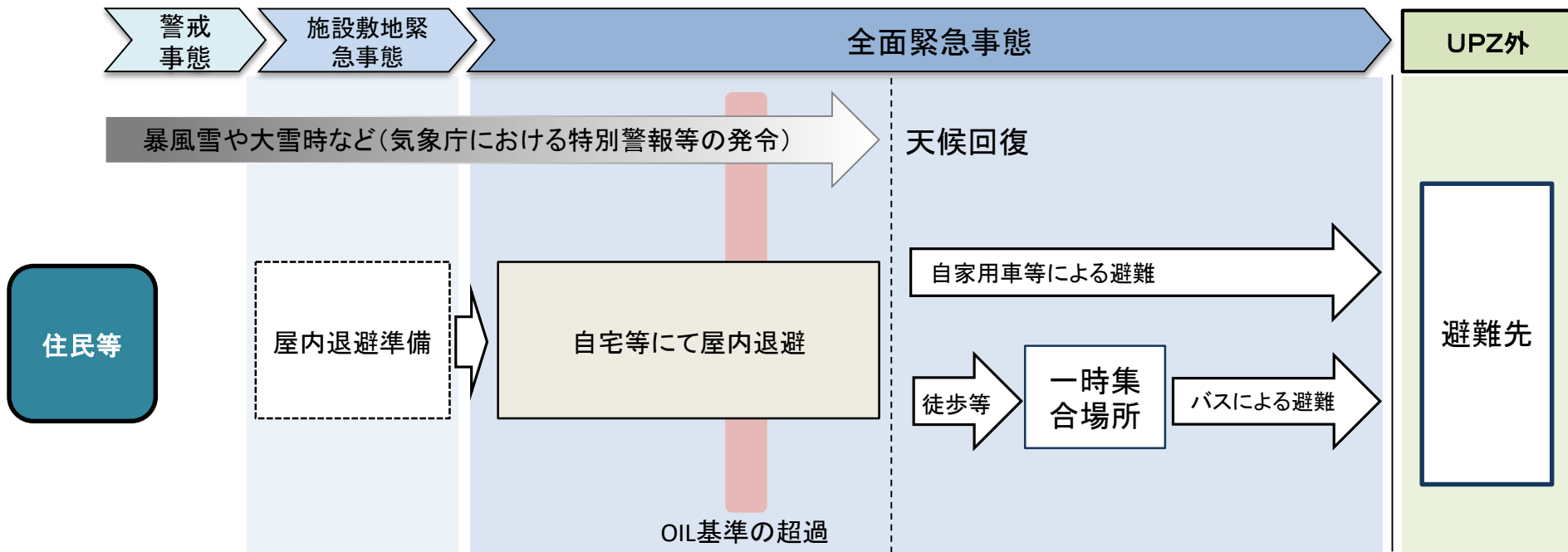
©2016ZENRIN(Z05E-第175号)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

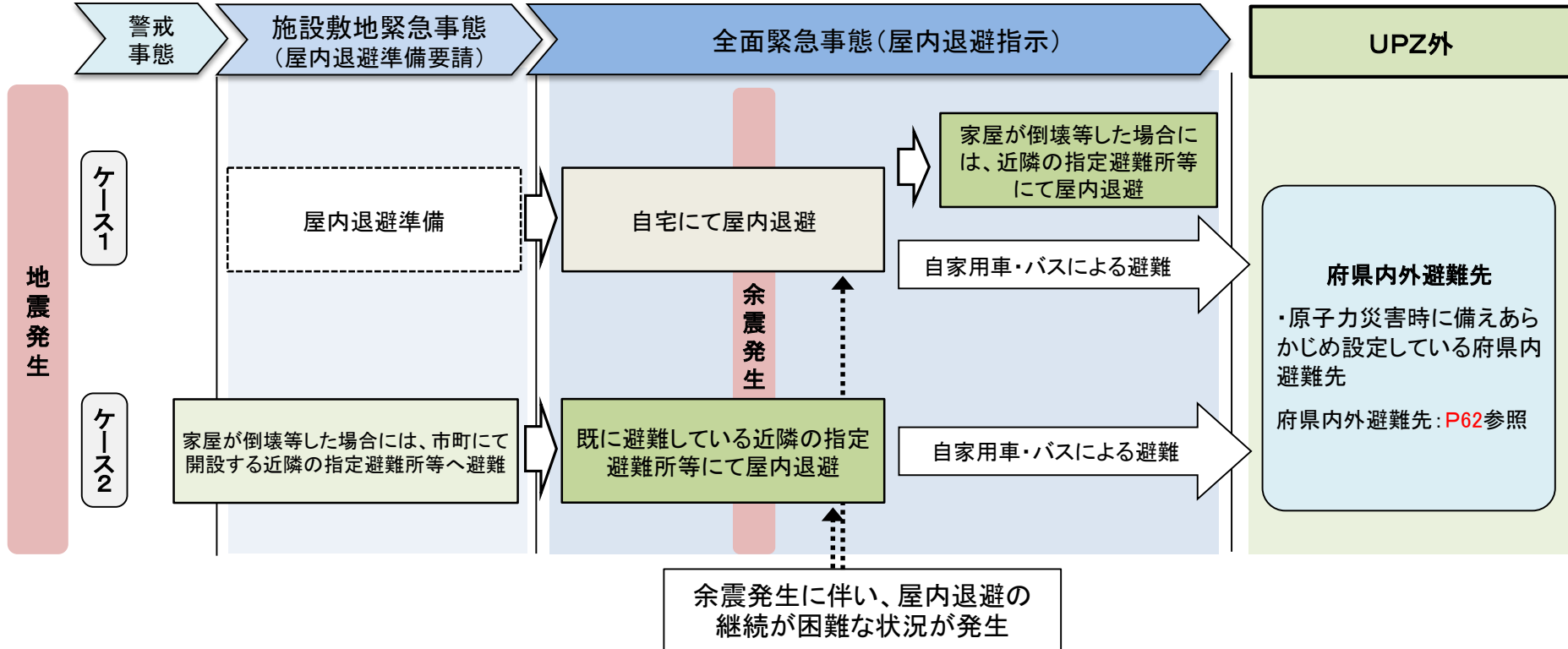
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定期間避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



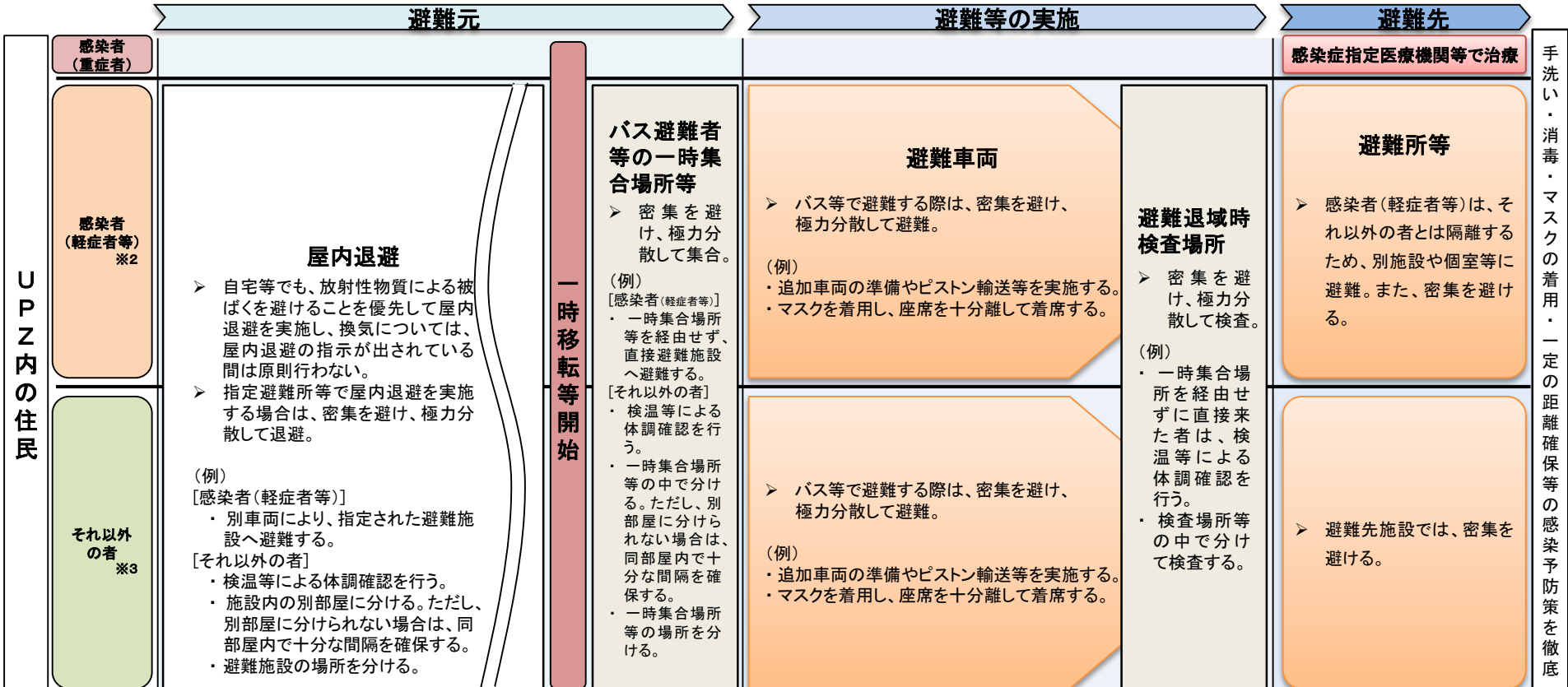
※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が45台、ストレッチャー車両が42台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（849台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	264台	156台	
医療機関	87台	259台	
社会福祉施設	267台	162台	
合計	618台※1	577台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	45台	42台	・ピストン輸送（14往復）を想定

県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	849台（平成31年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が48台、ストレッチャー車両が25台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、105台と72台（115台※1）であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（6,158台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	128台	25台	
医療機関	192台	237台	
社会福祉施設	350台	90台	
合計	670台※2	352台※3	※2 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	48台	26台	・ピストン輸送（14往復）を想定



府内の福祉車両保有数※4	105台	72台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6, 158台（平成31年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は115台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施 98

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が2台、ストレッチャー車両が0台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、257台と25台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,096台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	5台	0台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	22台	0台	
合計	27台※1	0台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	2台	0台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	257台	25台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1, 096台（令和元年7月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約3,559人、必要車両数82台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は907台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP103参照）。

		合計	ちよう おおい町	おぼまし 小浜市	たかはまちよう 高浜町	わかさちよう 若狭町	みはまちよう 美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	71,127	7,507	29,004	10,429	14,728	9,459	H31.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,559	376	1,451	522	737	473	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数※ ²		82	9	33	12	17	11	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	907 (平成31年4月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,762	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※¹ 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

※² 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約61,973人、必要車両数1,379台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,350台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP103参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちょう 京丹波町	きょうとし 京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	82,628	77,374	1,490	3,214	258	292	H31.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	61,973	58,031	1,118	2,411	194	219	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数		1,379	1,290	25	54	5	5	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社 保有車両	2,350 (平成30年12月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,762	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※¹ 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約497人、必要車両数30台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は438台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP103参照）。

		たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	497	H31.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	497	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		30	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	438 (平成31年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,762	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

国、関係機関による輸送能力の確保

福井県、京都府及び滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
 - ※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

避難元府県内の輸送手段で対応困難



避難元府県は、他の府県のバス協会又はその会員への協力依頼を関西広域連合に要請



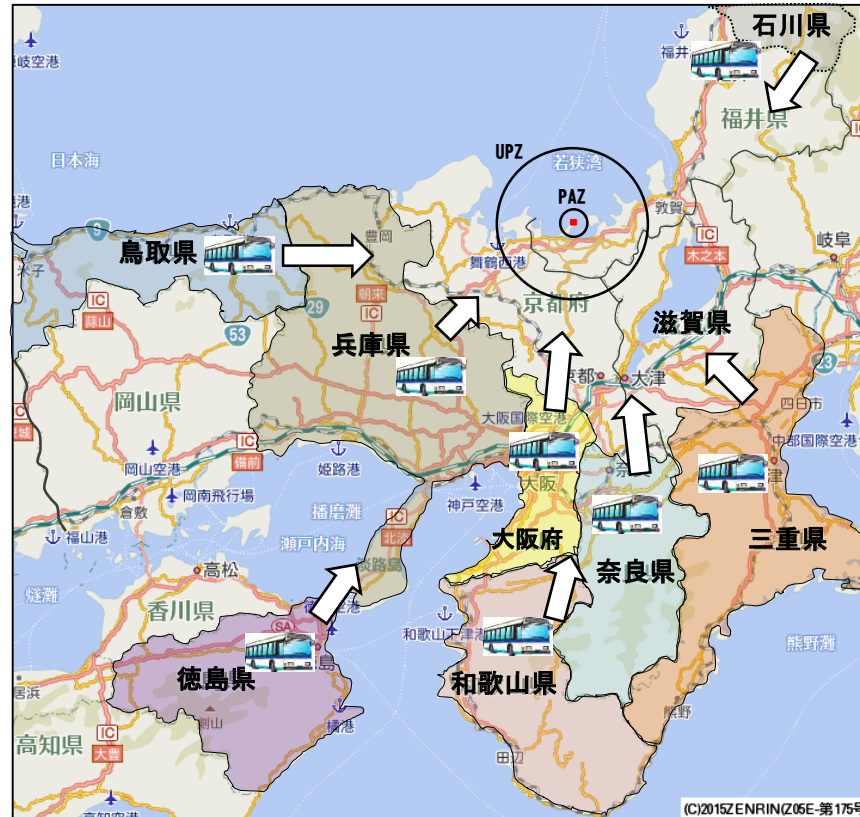
関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割当てを定めた応援計画を作成



応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請



バス協会又はその会員による住民輸送の実施



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,110
三重県	1,337
大阪府	5,336
兵庫県	4,100
奈良県	1,022
和歌山県	718
鳥取県	520
徳島県	619
計	14,762

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施